

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監査対象
農林水産部 農林事務所農業振興課 (指定管理者：大山観光開発株式会社) (指定管理施設：大山農山村交流センター)
指摘
大山農山村交流センターの開館時間と休館日について、富山市大山農山村交流センター条例では、開館時間は午前8時30分から午後4時まで、休館日は月曜日及び休日の翌日とされ、指定管理者は、特に必要があると認められるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができると定められているが、予約のない場合は市長の承認を得ずに休館していたので、改善を図られたい。
措置状況
令和5年10月に指定管理者である大山観光開発株式会社に対し、臨時休館とする必要がある場合は市長の承認を受けるよう指導を行いました。